

2-2.学籍異動に関する案内

在学可能期間と休学可能期間

	最大在学可能期間	最大休学可能期間
修士課程	4 年	4 年
博士課程	6 年	4 年

休学

休学の条件

病気その他やむを得ない事由により、引き続き 3 ヶ月以上就学することができない場合は、所定の申請手続きに基づき、学長の許可を得て休学することができます。

休学期間

休学期間は、原則として月ごと（初日から末日）に取得できます。修士課程・博士課程において通算 4 年を超えることはできません。（休学期間は、修業年限及び在学期間に算入されません。）

休学の手続き

- (1) 休学を希望する者は、指導教員及びプログラムディレクターと面談し、復学後の履修・研究計画について、十分に相談してください。
- (2) 休学申請前に以下の事項を完了してください（休学申請時に「休学手続確認票」を提出）。
 - ・ 図書返却
 - ・ 院生研究室座席まわりの私物の撤去
 - ・ 奨学金関係の手続き（該当者のみ）
 - ・ 休学前までの授業料納付（未納者のみ）
- (3) 休学開始希望日の原則として 3 週間前までに、G-way からオンラインで「休学」を申請してください。なお、病気による休学の場合は、医師の診断書を教務担当に提出してください。
- (4) 休学の許可が下りた後、教務担当にて「休学許可書」を直接もしくは郵送にて交付します。

授業料の取扱い

休学中の授業料は免除されます。ただし、期の途中から休学をする場合、一旦納付した授業料は返還されませんので、注意してください。期の途中から休学することがあらかじめわかっている場合は、前

期（4～9 月）の場合は 2 月末日までに、後期（10～3 月）の場合は 8 月末日までに教務担当までメールにて連絡してください。連絡がない場合は 6 ヶ月分の授業料を納付していただきます。

休学期間中のサービス

休学期間中も引き続き、以下のサービスを受けることができます。

- ・ 各種証明書の発行
- ・ GRIPS メールアドレスの利用
- ・ 図書館の利用（休学前に借りていた図書の返却及び休学期間中の利用登録が必要）

休学延長の手続き

病気その他やむを得ない事由により、休学の延長をする場合は、指導教員及びプログラムディレクターに相談の上、休学期間満了日の 3 週間前までに、G-way からオンラインで「休学継続」を申請してください（「休学手続確認票」、医師の診断書（病気による休学継続の場合）の提出は不要です）。

休学延長の手続きをせずに休学期間満了日を迎えた場合は、授業料債権が発生し、納付が必要となるので注意してください。

住所変更、連絡先の変更

休学中に住所、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに教務担当まで連絡してください。

復学

期間満了による復学手続

休学期間満了による復学の場合は、指導教員及びプログラムディレクターに相談の上、休学期間満了日の原則として 3 週間前までに、G-way からオンラインで「休学期間満了」を申請してください。なお、病気による休学から復学する場合は、医師の診断書を教務担当に提出してください。

休学期間満了前の休学解除手続き

休学の事由が消滅したときは、休学期間途中であっても、学長の許可を得て復学することができます。

2. 諸手続き

その場合は、指導教員及びプログラムディレクターに相談の上、復学希望日の原則として3週間前までに、G-way からオンラインで「休学解除」を申請してください。なお、病気による休学から復学する場合は、医師の診断書を教務担当に提出してください。

その他

復学に際して、カリキュラム等に不明な点がある場合は、教務担当まで問い合わせてください。

退学

(1) 退学を希望する者は、指導教員及びプログラムディレクターの承認後、退学希望日の原則として3週間前までに、G-way からオンラインで「退学」を申請してください。なお、病気による退学の場合は、医師の診断書を教務担当に提出してください。

(2) 退学申請前に以下の事項を完了してください。

- ・ 図書返却
- ・ 院生研究室座席まわりの私物の撤去

- ・ 奨学金関係の手続き（該当者のみ）
- ・ 退学前までの授業料納付（未納者のみ）

(3) 退学に際しては、学生証を返却してください。

連絡先

政策研究大学院大学

教育支援課教務担当

〒106-8677 東京都港区六本木 7-22-1

Tel : 03-6439-6042 Fax : 03-6439-6040

E-mail : ast@grips.ac.jp